

岐阜市外国人介護人材介護福祉士試験受験等支援補助金交付要綱

令和 7年 8月25日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護施設等で就労する外国人に対し、介護福祉士資格の取得の支援を行う介護施設等を補助するため、予算の範囲内で行う岐阜市外国人介護人材介護福祉士試験受験等支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護施設等」とは、市内に所在する次に掲げる施設等をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者が当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所
- (2) 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者が当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所
- (3) 法第48条第1項に規定する指定施設サービス等を行う施設
- (4) 法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者が当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所
- (5) 法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者が当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる介護施設等以外の介護施設等で就労する介護職種の技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の2の表の技能実習の在留資格をもって在留する者をいう。）、介護分野における特定技能外国人（入管法別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する者をいう。）又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第21条第2号に規定するインドネシア人介護福祉士候補者、フィリピン人介護福祉士候補者若しくはベトナム人介護福祉士候補者（以下「外国人介護人材」という。）が社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第1項に規定する介護福祉士試験を受験するための手数料（以下「受験手数料」という。）及び同法第42条第1項の規定による介護福祉士の登録に係る手数料（以下「登録手数料」という。）に対する補助とする。

- (1) 国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）若しくは独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立

行政法人又は地方公共団体若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合若しくは地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人が運営する介護施設等（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が運営するものを含む。）

- (2) 他から補助金の対象となる外国人介護人材を対象とした受験手数料又は登録手数料に対する給付を受けている介護施設等
(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、介護施設等を運営する法人とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者が外国人介護人材に対して補助した受験手数料及び登録手数料とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1に相当する額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、岐阜市外国人介護人材介護福祉士試験受験等支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 受験手数料 次のアからウまでに掲げる書類

- ア 受験手数料の支払が確認できる書類の写し
- イ 申請者が外国人介護人材に対して受験手数料を補助したことが確認できる書類
- ウ 補助金の振込先金融機関の口座が確認できる書類の写し

- (2) 登録手数料 次のアからウまでに掲げる書類

- ア 介護福祉士試験の合格が確認できる書類の写し及び登録手数料の支払が確認できる書類又は社会福祉士及び介護福祉士法第43条第1項に規定する指定登録機関が交付した介護福祉士登録証の写し
- イ 申請者が外国人介護人材に対して登録手数料を補助したことが確認できる書類
- ウ 補助金の振込先金融機関の口座が確認できる書類の写し

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、岐阜市外国人介護人材介護福祉士試験受験等支援補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(情報通信技術を利用する手続等)

第9条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める岐阜市情報通信技術を活用し

た行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定（準用する場合を含む。）によることができる。

(1) 第7条の規定による申請 情報通信技術活用条例第3条第1項から第3項まで

(2) 前条の規定による通知 情報通信技術活用条例第4条第1項から第3項まで

（交付手続の特例）

第10条 補助金の交付の手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は、適用しない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月25日から施行し、同日以後に外国人介護人材が受験する介護福祉士試験の受験手数料及び登録する介護福祉士の登録手数料に対する補助について適用する。

様式第1号（その1）（第7条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（申 請 者）

郵便番号

所在地

法人の名称

代表者職氏名

電話番号

岐阜市外国人介護人材介護福祉士試験受験等支援補助金交付申請書（受験）

岐阜市外国人介護人材介護福祉士試験受験等支援補助金の交付を受けたいので、岐阜市外国人介護人材介護福祉士試験受験等支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

申請額	円		
振込先	金融機関名	銀行・農協・金庫・ 信用組合・（ ）	
	本店・支店名	本店・支店・出張所・（ ）	
	預金種目	普通・当座	
	口座番号		
	口座名義人	カナ	
漢字			
添付書類	・岐阜市外国人介護人材介護福祉士試験受験等支援補助金内訳書（受験）（別紙） ・受験手数料の支払が確認できる書類の写し ・申請者が外国人介護人材に対して受験手数料を補助したことが確認できる書類 ・補助金の振込先金融機関の口座が確認できる書類の写し		

補助金の交付の決定通知の受取方法（希望する受取方法にチェック☑をしてください。）

☐ 書面による通知を希望する。

☐ 電子メールによる通知を希望する。（メールアドレスをご記入ください。）

メールアドレス	
---------	--

(別紙)

岐阜市外国人介護人材介護福祉士試験受験等支援補助金内訳書（受験）

法人の名称

氏名	国籍	受入事業所名	試験日	受験手数料補助額
合計額				
申請額（合計額の1/2）				

様式第1号（その2）（第7条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（申 請 者）
郵便番号
所在地
法人の名称
代表者職氏名
電話番号

岐阜市外国人介護人材介護福祉士試験受験等支援補助金交付申請書（登録）

岐阜市外国人介護人材介護福祉士試験受験等支援補助金の交付を受けたいので、岐阜市外国人介護人材介護福祉士試験受験等支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

申請額	円		
振込先	金融機関名	銀行・農協・金庫・ 信用組合・（ ）	
	本店・支店名	本店・支店・出張所・（ ）	
	預金種目	普通・当座	
	口座番号		
	口座名義人	カナ	
		漢字	
添付書類	・ 岐阜市外国人介護人材介護福祉士試験受験等支援補助金内訳書（登録）（別紙） ・ 介護福祉士試験の合格が確認できる書類の写し及び登録手数料の支払が確認できる書類又は社会福祉士及び介護福祉士法第43条第1項に規定する指定登録機関が交付した介護福祉士登録証の写し ・ 申請者が外国人介護人材に対して登録手数料を補助したことが確認できる書類 ・ 補助金の振込先金融機関の口座が確認できる書類の写し		

補助金の交付の決定通知の受取方法（希望する受取方法にチェック☑をしてください。）

☐ 書面による通知を希望する。

☐ 電子メールによる通知を希望する。（メールアドレスをご記入ください。）

メールアドレス	
---------	--

(別紙)

岐阜市外国人介護人材介護福祉士試験受験等支援補助金内訳書（登録）

法人の名称

氏名	国籍	受入事業所名	資格取得日	登録手数料補助額
合計額				
申請額（合計額の1/2）				

様式第2号（第8条関係）

岐阜市指令 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

岐阜市外国人介護人材介護福祉士試験受験等支援補助金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました岐阜市外国人介護人材介護福祉士試験受験等支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、次のとおり決定しましたので、岐阜市外国人介護人材介護福祉士試験受験等支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 補助金を交付します。

補助金の交付額 円

交付の条件

虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたときは、交付の決定の全部又は一部を取り消します。

2 補助金を交付しません。

補助金を交付しない理由：